

## 愛媛県私立高等学校等奨学のための給付金交付要綱

### (目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、高校生等がいる低所得世帯を対象に、愛媛県私立高等学校等奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

### (支給対象者)

第2条 給付金の支給対象となる者は、給付金の支給を受けようとする年度の7月1日（7月以降に入学することが定められている場合については、入学した年度に限り、当該入学日）（以下「基準日」という。）において、次の各号に掲げる要件の全てを備える者とする。

- (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）のうち私立学校の生徒等（以下「高校生等」という。）の法第3条第2項第3号、同法施行令第1条第1項及び同法施行規則第2条第2項に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）であること。
  - (2) 県内に住所を有する者
  - (3) 次に掲げる世帯のいずれかに属する者
    - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯
    - イ 保護者等全員の市町村民税所得割が非課税である世帯
  - (4) 基準日において休学していない高校生等の保護者等であること
- 2 前項第1号に規定する高校生等は、次の各号に掲げる者のうちいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者（同条第1項に規定する支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。）のうち、平成26年4月1日以降に入学した者（中等教育学校の後期課程に進級し、又は編入学した者を含む。）
- (2) 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）第3条に規定する補助の対象者と認められる者
- (3) 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されていない者

### (対象経費)

第3条 支給対象経費は、授業料以外の教育に必要な経費とする。

### (支給額等)

第4条 給付金は、年額を一括支給するものとし、その額は別表のとおりとする。

- 2 給付の回数は、高校生等一人につき年1回、通算3回（定時制又は通信制の高等学校等に通う高校生等は4回）を上限とする。ただし、基準日において高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に基づき、在籍する高等学校等の所在地の都道府県において修学支援を受けている場合は、この限りではない。

(支給申請)

第5条 給付金の支給を申請する者（以下「申請者」という。）は、給付金支給申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、県内に設置されている高等学校等に在籍する高校生等の保護者等にあつては、在籍する学校長を経て、それ以外の保護者等については直接、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の属する世帯全員の住民票
- (2) 保護者等全員の市町村民税所得割額が非課税であることを証明する書類
- (3) 県外の高等学校等に在学する高校生等については在学証明書（様式第2号）
- (4) 15歳以上23歳未満の子を扶養している事実を確認できる書類。ただし、公的な証明書で確認ができない場合は、申請者からの扶養申立書（様式第3号）
- (5) 生活保護法第36条の規定による生業扶助が行われている世帯は、基準日現在の生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第4号）

(給付金の支給決定)

第6条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、支給又は不支給の決定を行い、県内に設置されている高等学校等に在籍する高校生等の保護者等にあつては学校長を経て、それ以外の保護者等については直接、申請者に通知するものとする。

(給付金の支給)

第7条 給付金の支給は、県が指定する金融機関に開設された申請者名義の預金口座へ振り込むものとする。

- 2 県内の高等学校等に在学する高校生等の保護者等が、給付金を学校徴収金等に充てることについて学校長へ委任状（様式第5号）を提出し、学校長が認めた場合には、学校長が指定する預金口座へ振り込むものとする。

(支給決定の取消し)

第8条 知事は、虚偽の申請等により、不正に給付金の支給を受けていたことが判明したときは、支給決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(給付金の返還)

第9条 前条の規定により、支給決定を取り消された者は、給付金の全額又は一部を返還しなければならない。

(加算金)

第10条 前条の規定により給付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(延滞金)

第11条 給付金の支給を受けた者が、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた給付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月8日から施行する。

別表（第4条関係）

世帯の区分	高等学校等の区分	年額
1 第2条第1項第3号アに掲げる世帯に扶養されている高校生等	全区分	52,600円
2 第2条第1項第3号イに掲げる世帯に扶養されている高校生等（3に掲げる場合を除く。）	通信制以外	67,200円
	通信制	38,100円
3 第2条第1項第3号イに掲げる世帯に扶養されている2人目以降の高校生等、第2条第1項第3号イに掲げる世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯に扶養されている高校生等、又は第2条第1項第3号イに掲げる世帯のうち、通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる世帯に扶養されている高校生等	通信制以外	138,000円
	通信制	38,100円